

# 令和2年度佐賀牛等肥育素牛導入緊急対策事業費補助金交付要綱

令和2年6月8日付け畜第987号

一部改正 令和2年8月25日付け畜第1991号

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経営が悪化している肥育農家の営農意欲の維持と経営安定を図るため、公益社団法人佐賀県畜産協会（以下「補助事業者」という。）が、肉用牛の販売頭数に応じて肥育農家に交付する肥育素牛の導入に係る奨励金に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象経費及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、下表のとおりとする。

区分	補助対象経費	補助率
1 肥育素牛導入奨励金	<p>補助事業者が、肉用牛の販売頭数に応じて肥育農家に交付する肥育素牛導入に係る奨励金に要する経費。</p> <p>肉専用種：20千円/頭 交雑種：10千円/頭 乳用種：5千円/頭</p> <p>奨励金の交付対象となる肥育農家は、原則として肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号独立行政法人農畜産業振興機構理事長通知。以下「牛マルキン交付要綱」という。）第4の1の(3)のウの規定に基づき肉用牛肥育経営安定交付金（以下「牛マルキン」という。）の交付の対象となる肉用牛の生産者として登録された者に限る。ただし、牛マルキン交付要綱第4の1の(2)のアからエ（ただし、エの(イ)と(ウ)に規定される場合を除く。）に規定される要件を全て満たす肥育農家（以下「牛マルキン非加入者」という。）にあってはこの限りではない。</p> <p>また、肥育農家ごとの奨励金の額は、次のアからエまでの要件を全て満たす肉用牛のうち、令和2年3月1日から令和2年9月30日までに販売された肥育農家ごとの個体頭数に、上記の品種区分ごとの交付単価を乗じた額とする。</p> <p>ア 満17か月齢以上であること。 イ 奨励金交付対象となる肥育農家の所有に属した上で、8か月以上継続して佐賀県内の区域で肥育されていること。 ウ 繁殖又は搾乳の用に供していないこと。 エ 牛個体識別全国データベースや奨励金交付対象となる肥育農家から提出された書類等に基づき、販売の事実と上記ア～ウの要</p>	定額

	件を全て満たしていることが確認できること。	
2 推進事務費	補助事業者が、1の事業を円滑に実施するために行う事務に要する経費のうち以下の費用。 賃金 社会保険料 旅費 印刷製本費 通信運搬費 その他事務諸費（振込手数料、印紙代等）	定額

（補助金の交付申請）

第3条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。
- 3 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

（補助金の交付の条件）

第4条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）規則及びこの要綱の規定に従うこと。
  - （2）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更のない場合で、第2条の表の区分の欄に掲げる1と2の経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%以内の変更については、この限りではない。
  - （3）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
  - （4）補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
  - （5）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

（申請の取下げ）

第5条 規則第7条に規定する申請の取下げをできる期間は、補助金の交付決定を受けた日から14日以内とする。

（事業の着手）

第6条 事業の着手は、補助金の交付決定に基づき行うものとする。

（実績報告）

第7条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日(第9条第1項の規定により補助金の全額を概算で交付した場合は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月30日)のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(額の確定等)

第8条 知事は、前条第1項の報告を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内の日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて別途定められた年利割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付)

第9条 この補助金は、知事が必要と認める場合は、概算払で交付することができるものとする。

2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、様式第4号(精算払)及び第5号(概算払)のとおりとする。

(事業実施成果報告)

第10条 補助事業者は、肥育農家における肥育素牛の導入状況に関し、事業実施成果報告書を作成し、令和3年5月31日までに知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する事業実施成果報告書は、様式第6号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

(業務方法書の作成)

第11条 補助事業者は、本事業の実施に係る業務方法書を作成し、第3条第1項に規定する補助金交付申請書と併せて知事に提出するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和2年度分の補助金に適用する。